

川口市水道事業給水条例管理要綱

川口市水道事業給水条例管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。以下「条例」という。）第34条及び川口市水道事業給水条例施行規程（平成15年水道局規程第11号。以下「規程」という。）第60条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(メーター返納の特例)

第2条 規程第5条第2号括弧書に規定する上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がメーターの返納をする必要がないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築工事に伴い工事用水としてメーターが必要なとき。
 - (2) 現に使用しているメーターを当該給水装置の工事場所に移転すると生活に支障を及ぼすとき。
- 2 使用者等（条例第7条第1項に規定する使用者等をいう。以下同じ。）は、廃止（規程第2条第5号に規定する廃止をいう。）をしようとする場合に、前各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を記載した理由書を管理者に提出しなければならない。

第3条 削除

(配水管等の工事の種類)

第4条 配水管等の工事の種類は、次に掲げる工事をいう。

(1) 配水管の布設工事

- ア 配水管の管網整備に係る工事
- イ 管種の変更に係る工事
- ウ 他の工事により配水管を切り回す工事。ただし、受託工事を除く。

(2) 給水管等の布設工事

- ア 輻輳管の整理に係る工事
- イ 出水不良の改善に係る工事
- ウ 配水管等から分岐している管の維持管理に係る工事

(3) 修繕工事

- ア 緊急修繕工事 配水管等からの自然漏水又は突発的な漏水に伴う修繕工事をいう。
- イ 給水管等修繕工事 第11条に規定する私道内給水管及び給水装置の配水管等の分岐部分からメーターまでの範囲内の漏水に伴う修繕工事
- ウ 出水不良

(4) 撤去工事

(5) 管理者が維持管理上必要と認める工事

2 管理者は、水道の維持管理上必要であると認める場合、前項の工事を行うことができる。

(排水処理)

第 5 条 前条の工事を指定給水装置工事事業者等が行う場合、施工上排水処理を行う必要があるとき様式第 2 号の排水作業報告書を管理者に提出しなければならない。

(工事の立会)

第 6 条 他の占用物を配水管等と近接して埋設しようとする者は、様式第 3 号の工事立会依頼書を管理者に提出し、管理者の立会を受けなければならない。

(配水管等の探知)

第 7 条 管理者は、配水管等の埋設位置の調査が必要と判断した場合、様式第 4 号の配水管等探知依頼書に基づき調査を行う。

2 管理者は、漏水等の連絡により現地調査の必要があると判断した場合、様式第 5 号の漏水確認及び連絡票に基づき調査を行う。

(修繕工事)

第 8 条 管理者は、前条の調査結果に基づき様式第 6 号の配水管等修繕工事依頼書により当該箇所をの修繕を依頼することができる。

2 前項の規定により修繕が完了した場合、様式第 7 号の完了報告書兼施工伝票を管理者に提出しなければならない。

(分岐工事)

第 9 条 条例第 28 条第 1 項第 2 号ウ (ア) に規定する分岐を伴う工事は、次に掲げる管から分岐することをいう。

- (1) 公道に布設されている管
- (2) 位置指定道路に布設されている管
- (3) 共有の私道に布設されている管
- (4) 宅地内に布設されている管

(道路掘削等の申込みに伴う特例)

第 10 条 規程第 49 条第 7 号に規定する道路掘削等審査の申込みのうち、次に掲げる当該申込みに要する手数料は 1 件分とみなす。

- (1) 道路の掘削若しくは道路又は河川の占有を申込み、1 給水装置工事として行うとき。
 - (2) 複数の掘削、占有等の申込みが必要となり 1 給水装置工事として行うとき。
- 2 条例第 28 条第 1 項第 2 号エに規定する手数料は、1 給水装置工事を 1 件として徴

収する。

第 2 章 私道内の給水管

(私道内の給水管)

第 11 条 管理者は、私道内に埋設されている給水管（以下「私道内給水管」という。）を使用者等に代わって漏水及び出水不良の解消のため修繕を行うことができる。ただし、次に掲げる要件を備えている私道でなければならない。

- (1) 有効幅員 1. 8m 以上あり、給水管の維持管理に支障がないこと。
- (2) 共用道路であること。
- (3) 道路境界が明確で、舗装又は砂利等で敷きならされ道路として見られること。
- (4) 利用する家屋が 2 戸以上あること。
- (5) 私道に接する土地又は建物の所有者が 2 人以上であること。

(私道内給水管の申込み及び認定)

第 12 条 私道内給水管の認定を受けようとする者は、様式第 8 号私道内給水管承認申込書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込みがあった場合には道路の形態等を調査し、前条の私道給水管に適合すると認めるとき、様式第 9 号の私道内給水管承認決定通知書を当該申込者に通知するものとする。

(私道内給水管の取消し)

第 13 条 管理者は、第 11 条に掲げる要件を欠くにいたった場合、様式第 10 号の私道内給水管取消通知書により、私道内給水管の認定を取り消すものとする。

第 3 章 配水管等の工事の費用負担

(工事に伴う費用の負担)

第 14 条 管理者は、第 4 条に規定する工事を行う場合、当該工事に要する費用を負担する。

2 管理者は、第 4 条第 1 項第 4 号の撤去工事に要する費用のうち道路の舗装の本復旧に伴う費用については、次に掲げる区分により負担する。

- (1) 給水装置の廃止に伴う撤去工事が単独の場合 全額を負担する。
- (2) 分岐工事と当該撤去工事が競合する場合 前号の 2 分の 1 を負担する。
- (3) 他の埋設物と当該撤去工事が競合する場合 別途管理者と協議する。

(工事の費用)

第 15 条 前条の工事に要する費用は、条例第 11 条の規定に基づき算出するものとする。

(給水装置の修繕)

第 16 条 管理者は、条例第 7 条第 2 項ただし書に規定する修繕で、配水管分岐部からメーターまでの費用について負担する。ただし、メーターから先の配管等についても、メーター交換等において、管理者が特に必要と認める修繕については、その費用を負担することができる。

2 前項の修繕について、他の工作物の取壊し及び復旧は、所有者が施工し、費用負担するものとする。ただし、軽微なものについては、給水装置所有者の承諾が得られる場合に限り、管理者が施工し、費用を負担するものとする。

3 規程第 35 条の規定に基づきメーター等中止した後に再び使用する場合、メーター等中止より 1 年を経過した給水装置で出水不良が生じた修繕に要する費用は、給水装置の所有者の負担とする。

(私道内給水管の修繕)

第 17 条 管理者は、第 12 条により承認した給水管の漏水修繕又は出水不良箇所等の修繕に要する費用を負担する。ただし、その原因が故意又は過失によって生じた修繕に要する費用は、原因者の負担とする。

第 4 章 中高層集合住宅等

(戸別検針及び戸別徴収)

第 18 条 管理者は、集合住宅で、貯水槽水道等以下の装置を設置する所有者から戸別検針及び戸別徴収の事務についての申込みがあった場合、条例第 3 条第 3 号に規定する中高層集合住宅等として認定し、契約により当該居住者に係る戸別検針及び戸別徴収の事務を受託することができる。

(委託の申込み)

第 19 条 前条に規定する戸別検針及び戸別徴収の事務について、管理者に委託の申込みをしようとする所有者は、様式第 11 号の中高層集合住宅等認定申込書に、様式第 12 号及び様式第 12 号の 2 の中高層集合住宅等新規給水申込書を添付し、管理者に提出しなければならない。

(調査及び委託)

第 20 条 管理者は、前条に規定する委託の申込みがあった場合、貯水槽水道等以下の装置に係る戸別検針及び戸別徴収の事務を受託することについて必要な調査を行い、業務に支障がないと認めるときは中高層集合住宅等として認定し、当該事務を受託することができる。

2 前項の調査に要する費用は、条例第 28 条第 1 項第 3 号に定める手数料を委託の申込みをした給水装置の所有者から徴収する。

(認定の基準)

第 21 条 第 19 条に規定する申込みに係る認定の基準は、各戸メーターの個数により認定するものとする。

- 2 前項の認定において貯水槽水道等の設置の設計及び施行については、管理者が別に定める。
- 3 集合住宅の構造又は貯水槽水道等の装置の構造設備が前項の基準により難しいときは、管理者と別途協議するものとする。
- 4 管理者は、第 1 項の認定の基準に適合する場合、様式第 13 号の中高層集合住宅等認定書により所有者に通知する。

(契約)

第 22 条 管理者は、前条の規定により中高層集合住宅等として認定し、戸別検針及び戸別徴収の事務を受託しようとする場合、次に掲げる契約形態に応じて定める契約書により所有者と契約を締結する。

- (1) 中高層集合住宅等の各戸が賃貸または分譲予定で新規契約の場合
様式第 14 号の契約書
 - (2) 中高層集合住宅等の各戸が賃貸で増設等による変更契約の場合
様式第 15 号の契約書
 - (3) 中高層集合住宅等の各戸が分譲で増設等による変更契約の場合
様式第 16 号の契約書
 - (4) 第 25 条により契約を締結する場合
様式第 17 号又は様式第 17 号の 2 の契約書
- 2 契約の期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、年度の途中で契約をした場合、契約をした日から当該契約をした日の属する年度の末日までとする。
- 3 前項の契約の期間は、契約の期間の終了する日の 30 日前までに管理者及び所有者の双方が異議の申立てがない場合、1 年延長したものとみなす。

(契約の条件)

第 23 条 前条の契約を締結するに際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 各戸メーターは、管理者の指定する平型メーターを設置すること。
- (2) 各戸メーターの設置に要する費用は、所有者が負担すること。
- (3) 前 2 号により所有者が設置した各戸メーターは、市に無償で譲渡すること。
- (4) 貯水槽水道等の装置の設置及び維持管理に要する費用は、所有者が負担すること。
- (5) 料金の算定及び収納については、この要綱に定めるもののほか、条例の定めるところによる。

(契約締結後の各戸メーターの維持管理等)

第 24 条 管理者は、第 22 条第 1 項により契約をした場合、前条第 3 号の規定により市に譲渡された各戸メーターの維持管理及び検定期間の満了による交換に要する費

用は、管理者が負担する。

(隔測メーターの事務の特例)

第 25 条 現に隔測メーター（遠隔指示装置付メーター）で各戸検針及び各戸徴収を行っている中高層集合住宅等については、次に掲げる要件を条件として、市のメーターを当該住宅の所有者に無償で貸与し、第 22 条第 1 項第 4 号により契約をすることができる。

- (1) 隔測メーターを無償で市に譲渡すること。
- (2) 隔測メーターの交換に要する費用を負担すること。
- (3) 交換後のメーターの検針及び維持管理が容易に行えること。

(所有者に変更があった場合の措置)

第 26 条 売買その他の理由によって所有者に変更があった場合、第 22 条第 1 項の契約は新たな所有者（以下「新所有者」という。）に継承されるものとし、変更前の所有者は、新所有者に対して契約内容を周知しなければならない。

- 2 前項の所有者の変更の届出は、様式第 18 号の中高層集合住宅等契約変更届により管理者に提出しなければならない。

(代理人の選定)

第 27 条 所有者は、この要綱に規定する事項を処理させるため代理人を選定した場合、様式第 19 号の中高層集合住宅等代理人届を管理者に提出しなければならない。

(契約の解除)

第 28 条 管理者は、契約の相手方が契約の各条項に違反し、勧告してもなお是正しないときは、契約を解除することができる。

- 2 所有者が契約を解除しようとする場合、様式第 20 号の中高層集合住宅等契約解除届を速やかに管理者に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害が生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わない。
- 4 管理者は、第 1 項の規定により契約を解除する場合、様式第 21 号の中高層集合住宅等契約解除通知書により所有者に通知するものとする。

第 5 章 共同住宅

(共同住宅の申請)

第 29 条 規程第 3 条に規定する共同住宅の申請をしようとする者は、様式第 22 号の共同住宅認定・変更・取消申請書を管理者に提出しなければならない。また、変更又は取消するときは、電話等の届出に変えることができる。

- 2 前項の申請者は、給水装置の所有者、管理人、又は使用者の代表とする。

(共同住宅の認定等)

第 30 条 管理者は、前条の共同住宅の認定又は変更及び取消の申請を受けた場合、速やかにその内容を審査し、また、必要に応じて実態調査を行うことができる。

2 管理者は、前項の審査及び実態調査の結果、規程第 3 条に該当すると認めた場合は、様式第 23 号の共同住宅認定・変更・取消(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

第 6 章 貯水槽水道

(設置者の責務)

第 31 条 貯水槽の設置者は、次に掲げる措置を図るよう努めるものとする。

- (1) 貯水槽を設置し、追加、変更又は廃止したときは、速やかにその旨を管理者に届け出ること。
- (2) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- (3) 貯水槽の損傷等の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。
- (4) 末端給水栓における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期的に行うこと。また、その結果に異常が判明した場合、直ちに管理者に連絡してその指導を受けること。
- (5) 貯水槽の清掃を 1 年以内ごとに 1 回、定期的に行うこと。
- (6) 貯水槽は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造の設備とすること。

(設置等の届出)

第 32 条 貯水槽の設置者は、次の各号のいずれかに該当するとき管理者に届出をしなければならない。

- (1) 貯水槽を設置、追加、変更をする場合 様式第 24 号の貯水槽水道設置届兼貯水槽水道台帳
- (2) 貯水槽の設置者が代理人を定めた場合 様式第 25 号の貯水槽水道設置者代理人届
- (3) 貯水槽の責任者が管理責任者を定めた場合 様式第 26 号の貯水槽水道管理責任者届
- (4) 貯水槽の設置者、代理人、管理責任者に変更があった場合 様式第 27 号の貯水槽水道設置者等変更届
- (5) 貯水槽を廃止した場合 様式第 28 号の貯水槽水道廃止届

(情報提供)

第 33 条 管理者は、規程第 56 条第 5 号に基づき次に掲げる事項を、貯水槽水道の利用者、貯水槽水道の設置者及び貯水槽水道管理責任者に対して、平常時又は緊急時の

情報の提供を適時適切に行うよう努める。

(1) 利用者に対する情報提供

ア 問合せ及び相談等に応じて、貯水槽水道に関する情報の提供

イ 水質上の検査依頼があった場合、法第 18 条に準じた水質検査を実施し、その結果を通知すること。

(2) 貯水槽水道設置者及び貯水槽水道管理責任者に対する情報提供

ア 貯水槽水道の管理に関する基準、管理の方法、清掃及び検査等の情報を必要に応じて提供すること。

イ 貯水槽水道の残留塩素の有無について、検査すること等簡易の検査の実施を周知すること。

ウ 検査可能な検査機関の紹介に関すること。

(管理者の責務)

第 34 条 管理者は、設置者に対して前条に規定するもののほか、管理に必要な指導を行うとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 貯水槽水道の台帳を作成し、これを整理し保管する。

(2) 貯水槽水道の管理の充実を図るために、計画的に現場調査を行う。

(3) 貯水槽水道の管理に関する利用者の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図る。

2 管理者は、貯水槽水道に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し、飲料水が汚染された場合、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置を行うよう努めなければならない。

(1) 設置者に対する指導

汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認める場合、次条の規定により適切な措置をとるよう当該貯水槽水道の設置者に指導を行うこと。

(2) 情報の収集及び関係機関への連絡

ア 事故の内容を的確に把握すること。

イ 衛生行政に連絡し、汚染の調査、設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

(汚染事故の措置)

第 35 条 貯水槽水道の設置者は、貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染された場合、又はそのおそれがあるときは、直ちに管理者に通報するとともに、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水の停止、使用の制限等の措置を行うこと。

(2) 速やかに汚染の原因を取除き、当該貯水槽水道の復旧を図ること。

(3) 給水の停止等を行った場合は、代替水を確保すること。

(4) 当該貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行い飲料水の安全を確保してから、給水を開始すること。

第 7 章 料金の軽減

(料金の軽減)

第 36 条 条例第 29 条及び規程第 52 条第 1 項第 1 号に規定する料金の軽減について、管理者は使用者等が管理する給水装置及び貯水槽等以下の給水設備に係る漏水に関し、次に掲げる要件を備えている場合、料金を軽減することができる。

- (1) 使用者等が善良なる管理者の注意をもってしても発見できなかったとき。
 - (2) 使用者等が漏水の発見後、早期修繕の意図が認められたとき。
 - (3) 漏水の修繕工事が適正に行われているとき。
 - (4) 原則として、過去 1 年以内に同一箇所において、漏水により水道料金の軽減を受けていないとき。
 - (5) メーター等により計量した漏水を含む水量が、使用者等の通常使用する水量として、条例第 24 条及び規程第 48 条並びに第 39 条により認定した水量（以下「平均使用水量」という。）を超えたとき。
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、料金を軽減するものとする。
- (1) 量水器内で漏水したもの。
 - (2) 災害による漏水、又は消火のために水を使用したとき。
 - (3) 施行規程第 52 条第 1 項第 3 号に該当するとき。
- 3 施行規程第 52 条第 1 項第 4 号に規定する料金の軽減又は免除については、管理者がその都度行うものとする。

(対象期間)

第 37 条 前条の料金の軽減の対象期間は、同一箇所につき 2 調定（4 ヶ月）を超えないものとする。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

(軽減水量等)

第 38 条 管理者は、計量水量から平均使用水量を減じて得た水量（以下「漏水量等」という。）を 2 で除した水量（以下「軽減水量」という。）を軽減するものとする。ただし、第 36 条第 2 項に該当する水量については、漏水量等を軽減するものとする。

2 前項の軽減水量に 1 立方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(平均使用水量の認定)

第 39 条 平均使用水量の認定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、漏水等が発生した月の前 2 調定分の水量を 2 で除して得た水量とする。
- (2) 前号により難しい場合は、漏水等が発生した月の前年同期の使用水量とする。
- (3) 前 2 号により難しい場合は、漏水修繕後の使用実績を日割計算して得た水量とする。

(軽減に伴う料金の算定方法)

第 40 条 軽減に伴う料金の算定方法は、管理者が別に定める。

(申請)

第 41 条 第 36 条に規定する料金の軽減の申込みをしようとする者は、漏水修繕の完了後又は罹災後速やかに、様式第 29 号の水道料金軽減申請書に規程第 9 条第 5 項に規定する緊急修繕報告書又は罹災証明書を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 漏水の原因が貯水槽、貯湯槽・温水器及びその他の給水設備の故障にあり、管理者が特に認めた場合は、様式第 30 号の対象（地下）外漏水による水道料金軽減に伴う誓約書を併せて提出しなければならない。

(審査及び通知)

第 42 条 管理者は、前条の申請書を受理した場合は、その書類を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、様式第 31 号の水道料金軽減承認通知書により申請者に通知するものとする。

第 8 章 管理

(譲渡できる配水管等)

第 43 条 規程第 57 条に規定している所有者が譲渡できる配水管等は、給水装置工事の申込者の負担となる口径 50 ミリメートル以上の配水管等で公道又は公道認定予定の道路に布設したものであること。また管理者がその配水管等を維持・管理上支障がないと認めた場合で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区画整理事業により当該箇所に給水を目的として布設されるもの。
- (2) 開発行為により当該箇所の給水を目的として布設されるもの。
- (3) 開発行為に準ずる事業により当該箇所の給水を目的として布設されるもの。
- (4) 給水装置工事及び小規模な宅地造成等により当該箇所の給水を目的として布設されるもの。
- (5) その他管理者が必要と認める場合。

(配水管等の施行基準)

第 44 条 前条の配水管を施行する場合は、条例及び規程等の法令を遵守しなければならない。

(寄付申込書)

第 45 条 第 43 条に規定する配水管等を市に譲渡しようとする者は、様式第 32 号の寄付申込書を管理者に提出しなければならない。

(事務処理)

第 46 条 前条の事務を処理するための必要な事項については、管理者が別に定める。

第 9 章 特別給水

(適用の範囲)

第 47 条 条例第 22 条第 3 項及び規程第 31 条に規定する特別給水は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 工事その他の事由により一時的に水を使用するとき。
- (2) 特別給水を行う必要があると管理者が認めたとき。

(申込みの有効期間)

第 48 条 特別給水の申込みに係る有効期間は、管理者の承認があった日から 1 年を超えることができないものとする。ただし、工事等の期間が 1 年を超える場合で事前に管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(請求月)

第 49 条 規程第 31 条第 2 項に規定する特別給水の料金は、特別給水を受けた日の属する月の翌月に納入通知書により管理者に納付しなければならない。

(委任)

第 50 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中高層集合住宅等における水道に関する措置規程に基づいて行われた手続及び行為は、この要綱に基づいて行われた手続及び行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中高層集合住宅等事務取扱要綱に基づいて行われた手続及び行為は、この要綱に基づいて行われた手続及び行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の私道埋設水道管維持管理要綱に基づいて行われた手続及び行為は、この要綱に基づいて行われた手続及び行為とみなす。
- 5 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の給水管切替工事の施工範囲、並びに費用の負担区分取扱要綱に基づいて行われた手続及び行為は、この要綱に基づいて

行われた手続及び行為とみなす。

附 則（平成 17 年 5 月 1 日管理要綱第 14,15,16,17,17 の 2 号）

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日管理要綱第 8,10,11,13,21,24,25,27,28,30,32 号）

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 1 日管理要綱第 14,15,16,17 の 2 号）

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 1 日管理要綱第 45 号）

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日管理要綱第 4,8,11,16 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日管理要綱第 14,15,16,17 の 2 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日管理要綱第 16,43）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の川口市水道事業給水条例管理要綱に基づき既に印刷済みの帳票については、所要の調整をして、当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 削除

様式第 2 号 排水作業報告書

様式第 3 号 工事立会依頼書

様式第 4 号 配水管等探知依頼書

様式第 5 号 漏水確認及び連絡票

様式第 6 号 配水管等修繕工事依頼書

様式第 7 号 様式第 7 号の 2 様式第 7 号の 3 完了報告書兼施工伝票

様式第 8 号 私道内給水管承認申込書

- 様式第 9 号 私道内給水管承認決定通知書
- 様式第 10 号 私道内給水管取消通知書
- 様式第 11 号 中高層集合住宅等認定申込書
- 様式第 12 号 様式第 12 号の 2 中高層集合住宅等新規給水申込書
- 様式第 13 号 中高層集合住宅等認定書
- 様式第 14 号 中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書（賃貸）
- 様式第 15 号 中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書（分譲予定）
- 様式第 16 号 中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書（分譲）
- 様式第 17 号 様式第 17 号の 2 中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書
（分譲、賃貸 管理要綱第 25 条による）
- 様式第 18 号 中高層集合住宅等契約変更届
- 様式第 19 号 中高層集合住宅等代理人届
- 様式第 20 号 中高層集合住宅等契約解除届
- 様式第 21 号 中高層集合住宅等契約解除通知書
- 様式第 22 号 共同住宅認定・変更・取消申請書
- 様式第 23 号 共同住宅認定・変更・取消（却下）通知書
- 様式第 24 号 貯水槽水道設置届兼貯水槽水道台帳
- 様式第 25 号 貯水槽水道設置者代理人届
- 様式第 26 号 貯水槽水道管理責任者届
- 様式第 27 号 貯水槽水道設置者等変更届
- 様式第 28 号 貯水槽水道廃止届
- 様式第 29 号 水道料金軽減申請書
- 様式第 30 号 対象（地下）外漏水による水道料金軽減に伴う誓約書
- 様式第 31 号 水道料金軽減承認通知書
- 様式第 32 号 寄付申込書

様式第 1 号 削除

決 裁 欄

排水作業報告書

排水量調書			受付番号		第 号			
排水年月日		年 月 日		AM	時 分			
				PM	時 分			
排水場所			町 丁目		番地 付近			
排水理由			<input type="checkbox"/> 本管接続替工事 <input type="checkbox"/> 消火栓排水作業 <input type="checkbox"/> 分岐工事 <input type="checkbox"/> 自然漏水 <input type="checkbox"/> 自然発生の赤水 <input type="checkbox"/> ()					
担当者			係		氏名			
排水時間			給水管・泥吐管		口径 mm		時間 h	
			消火栓		取出口径 mm		時間 h	
排水量			給水管・泥吐管		箇所		t	
			消火栓		基		t	
給水管・消火栓(単口) 1基当たり排水量 t/h								
		給水管		消火栓				同時放水許容量
用途			ホース なし	ホース 1本 5m	ホース 2本 10m	ホース 3本 15m	ホース 4本 20m	
水圧								
1. OK			129	101	70	56	48	
1. 5K	φ 25	12	157	125	87	70	60	
	φ 50	23						
2. OK	φ 25	13	182	143	101	81	70	
	φ 50	26						
2. 5K	φ 25	14	203	164	113	91	78	
	φ 50	29						
※ これ以上同時使用しても排水量は許容量とする。								

工 事 立 会 依 頼 書

(あて先)川口市上下水道事業管理者

記

工 事 名			
工 事 場 所	川 口 市		
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
工 事 時 間	AM.PM 時 ~ AM.PM 時		
工 事 内 容			
添 付 図 面	平 面 図 ・ 位 置 図 ・ 詳 細 図		
現 場 担 当 者		契 約 指 定 工 事 事 業 者 名	
発 注 者			

上 記 工 事 施 工 に つ い て は 、 上 下 水 道 局
の 指 示 に 従 う と と も に 現 地 を 確 認 し 水 道
管 を 破 損 し な い よ う 十 分 な 注 意 を は ら う
こ と を 誓 約 致 し ま す 。

尚 、 施 工 の た め 掘 削 い た し ま す の で 立
会 い 下 さ る よ う お 願 い 致 し ま す 。

様式第4号

(あて先)川口市上下水道事業管理者

配水管等探知依頼書

申請日	年 月 日	受付番号	
業者名		担当	
TEL	()		
依頼場所	川口市		
水栓番号			
地図番号	西部・東部 P - - (市街)・(郊外)		
探知日	年 月 日 AM/PM :		
事由			
添付書類	案内図・マッピング図・台帳		

調査員氏名	
備考	

漏水確認及び連絡票			
発見日	管理番号	工事班	
場所			
目 標 (電話番号)			
現場箇所		埋設年度	
現場状況 (漏水)		管 種	
現場状況 (漏水以外)		口 径	
特 記			
copyright(C) 2010 ZENRIN CO.,LTD.(Z10LD第286号)			
市街・郊外 P — —			

様式第7号の2

完了報告書兼 施工伝票

- 1. 配水及び給水費
- 2. 受託工事費
- 3. 舗装復旧

整理番号	—
------	---

現場住所 川口市				目標家屋氏名	
1. 県(国)道	2. 市道	3. 私道	4. 宅地内	<input type="checkbox"/> 歩道	水せん号
I. 自然漏水	2. 破損漏水	3. 諸工事	4. ()		工事施工日
A. 配水管	B. 給水管	A. 仕切弁	A. 不良管撤去等		工事業者名
C. 消火栓	D. 量水器	B. 消火栓	接続替え		
E. 印籠継手	F. ベンド	C. 量水器	B. 切廻し		
G. その他()		D. ()	C. 印籠継手補強		
					確認印

施工図

現場案内図 (方位)

舗装切断面図

* 施工概要

住宅地図	市街・郊外 P	(-)	マッピング 図面番号	管理図修正 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 有り
------	---------	-------	---------------	--

様式第7号の3

完了報告書兼
施工伝票

- 1. 配水及び給水費
- 2. 受託工事費
- 3. 舗装復旧

整理番号	—
------	---

現場住所	川口市	目標家屋氏名	
1. 県(国)道 2. 市道 3. 私道 4. 宅地内 <input type="checkbox"/> 歩道		水せん号	工事年月日
1. 自然漏水 2. 破損漏水 3. 諸工事 4. ()		工事業者名	確認印
A. 配水管 B. 給水管 A. 仕切弁 B. 消火栓 C. 量水器 D. ()		受付	年月日
C. 消火栓 D. 量水器 E. 印籠継手 F. ベンド G. その他()		舗装完了	年月日
		A. 不良管撤去等 接続替え B. 切廻し C. 印籠継手補強	

整理番号				平面図
舗装こわし工 厚み15cm以下	巾	長	深	
			m ²	
舗装こわし工 厚み15cmを超えるもの			m ²	
コンクリート 人力 舗装取壊工(6cm以下)			m ²	
" 機械 0cm超え15cm以下			m ²	
" 機械 15cmを超えるもの			m ²	
掘削工 人力			m ³	
掘削工 機械			m ³	
仮舗装工			m ²	
モルタル工(1:2)			m ³	
舗装種別	カッター	m	円	年 月 日 検査合計 円
	舗装	m	円	
	線引	m	円	

現場案内図(方位)	舗装切断図
	*施工概要

住宅地図 市街・郊外 P (-)	マッピング図面番号	管理図修正 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 有り
--------------------	-----------	--

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

申請者 (所有者代表)

住所 _____

氏名 _____

TEL () _____

私道内給水管承認申込書

このことについて、給水条例管理要綱第12条にもとづき下記給水管の承認をお願いしたく申請いたします。

記

受付

申請場所	川口市
布設管	口径 mm 幅員 m 延長 m
路線数・給水世帯数	路線 世帯

案内図・位置図は別途のとおり

調 査 書

調 査 年 月 日	年 月 日	布設年度	年度
NO	住 所	氏 名	水栓番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

住所 _____

氏名 _____ 様

川口市上下水道事業管理者 印

私道内給水管承認決定通知書

年 月 日付申請のあった私道内給水管申込書に対し、審査の結果を下記のとおり決定しましたので通知します。

承 認

一部承認 いたします。

不承認

記

理 由

維持管理の範囲

承認した私道内給水管の維持管理の範囲は、漏水箇所の修理及び出水不良改善等とし、上下水道局が費用を負担する。ただし、その原因が故意又は過失によって生じた修理は、原因者負担とする。

承認の取消し

承認した私道内給水管が、次に定める要件を欠くこととなったときは、その承認を取り消すことがあります。

- (1) 有効幅員が1.8m以上あり、給水管の維持管理を行うのに支障がないこと。
- (2) 共用道路であること。
- (3) 道路境界が明確で、舗装又は砂利が敷きならされ、道路とみなされること
- (4) 利用する家屋が2戸以上あること。
- (5) 私道に接する土地の所有者が2人以上あること。

年	月	日
承 認 第		号

川 水 給 発 第 号

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 様

川口市上下水道事業管理者 印

私道内給水管取消通知書

承認第 _____ 号で承認した私道内給水管が審査の結果、取消しますので通知致します。

記

理 由

取 消 第 _____ 年 _____ 月 _____ 日 号

審査係

決 裁 欄

決 裁 欄

中高層集合住宅等認定申込書

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

所有者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

川口市水道事業給水条例管理要綱第 1 9 条に基づき、集合住宅を中高層集合住宅等として認定を受けたいので関係書類を添えて申込みます。

記

給水装置設置場所 川口市
建 物 名 称 _____ 水栓番号第 _____ 号
各戸メーター口径 _____ mm 個 _____ mm 個 _____ mm 個
平型メーター番号 _____ 番～ _____ 番 製造年月 _____ 製造会社 _____
工 事 事 業 者 _____

貯水槽	m3
高置水槽	m3
材質 <input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/>	
平型メーター	mm 個
	mm 個
	mm 個
	mm 個

区 分	件数	金 額
中高層集合住宅等 竣工検査申請手数料		
中高層集合住宅等 認定申込手数料		
合 計		

収納確認印

中高層集合住宅等認定書

年 月 日付で、川口市水道事業給水条例管理要綱
第21条第4項の規定に基づき、中高層集合住宅等として認定し通知します。

記

1. 給水装置設置場所
2. 所有者 住所
氏名
3. 建物名称
4. 各戸メーター数 口径 mm 個
5. 認定年月日 年 月 日

川口市上下水道事業管理者

印

様式第14号

中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書

賃貸・分譲予定 新規契約

給水装置設置場所	川口市
給水装置所有者名	
水栓番号	第 号
中高層集合住宅等認定番号	第 号

川口市水道事業給水条例管理要綱（以下「管理要綱」という。）第22条第1項第1号に基づき、上記における水道の給水に関する取扱いについて、川口市上下水道事業管理者.....（以下「甲」という。）と、
 給水装置所有者.....（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、貯水槽以下又は増圧給水設備以下に水道メーター（以下「各戸メーター」という。）を設置するときは、甲が指定する平型メーターを使用し、かつ工事しゅん工後甲の調査を受けていること。

第2条 前条の規定により乙が設置した各戸メーターは、無償で甲に譲渡する。

第3条 甲は、前条の各戸メーターごとに検針、料金の算定及び徴収を行う。この場合、給水契約は、甲と乙及び甲と各戸メーターによって水道を使用する者（以下「使用者」という。）との間にそれぞれ存在するものとみなす。

2 前項の検針、料金の算定及び徴収等を行うことについて、甲が乙の管理する建物に速やかに立入りができるよう乙は措置すること。

第4条 貯水槽以下の設備又は増圧給水設備以下の維持管理及び水質保全については、乙の責任において行うこと。

2 乙は、貯水槽式給水方式の場合は、貯水槽本体もしくは、見やすい位置に上下水道局支給のお知らせを貼付すること。

第5条 甲は、各戸メーターに事故があったとき又は検定期限が満了したときは、甲の負担において、当該メーターの交換を行う。

第6条 甲は、使用水量の計量又は水質の保全等のため必要があると認めるときは、貯水槽以下又は増圧給水設備以下の設備を検査し、乙に対して必要な措置を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の措置を求められたときは、乙の負担において、速やかに措置を行うこと。

第7条 乙は、給水装置に設置された水道メーター（以下「親メーター」という。）によって計量された使用水量が、各戸メーターによって計量された使用水量の合計を超えた場合で、川口市水道事業給水条例施行規程（平成15年水道局規程第5号。以下「施行規程」という。）第45条に該当したときは、その超えた部分の料金相当額を甲に支払うこと。

第8条 各戸メーター以降で漏水した場合の使用水量の取扱いは、管理要綱第36条に基づく。

第9条 乙は、この管理要綱に定められた事項を自ら行うものでないときは、速やかに代理人を選任し、甲に届け出ること。

第10条 売買その他の理由によって、乙又は使用者が変更したときは、この契約に基づく権利、義務はすべて新給水装置所有者又は新使用者に承継されるものとし、乙はこの契約内容を周知させる措置をとること。

第11条 乙がこの契約に違反し、その旨を甲に勧告されなお是正しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても甲はその責を負わない。

第12条 この契約に定めるもののほか、給水、検針又は料金の算定及び徴収に関しては、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。）、施行規程及び管理要綱によるものとし、これによりがたいとき又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

第13条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに、甲又は乙から契約の更新について異議申し立てがないときは、更に1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

様式第15号

中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書

賃貸（増設等）変更契約

給水装置設置場所	川口市
給水装置所有者名	
水栓番号	第 号
中高層集合住宅等認定番号	第 号

川口市水道事業給水条例管理要綱（以下「管理要綱」という。）第22条第1項第2号に基づき、上記における水道の給水に関する取扱いについて、川口市上下水道事業管理者.....（以下「甲」という。）と、

給水装置所有者.....（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、貯水槽以下又は増圧給水設備以下に水道メーター（以下「各戸メーター」という。）を設置するときは、甲が指定する平型メーターを使用し、かつ工事しゅん工後甲の調査を受けていること。

第2条 前条の規定により乙が設置した各戸メーターは、無償で甲に譲渡する。

第3条 甲は、前条の各戸メーターごとに検針、料金の算定及び徴収を行う。この場合、給水契約は、甲と乙及び甲と各戸メーターによって水道を使用する者（以下「使用者」という。）との間にそれぞれ存在するものとみなす。

2 前項の検針、料金の算定及び徴収等を行うことについて、甲が乙の管理する建物に速やかに立入りができるよう乙は措置すること。

第4条 貯水槽以下の設備又は増圧給水設備以下の維持管理及び水質保全については、乙の責任において行うこと。

2 乙は、貯水槽式給水方式の場合は、貯水槽本体もしくは、見やすい位置に上下水道局支給のお知らせを貼付すること。

第5条 甲は、各戸メーターに事故があったとき又は検定期限が満了したときは、甲の負担において、当該メーターの交換を行う。

第6条 甲は、使用量の計量又は水質の保全等のため必要があると認めるときは、貯水槽以下又は増圧給水設備以下の設備を検査し、乙に対して必要な措置を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の措置を求められたときは、乙の負担において、速やかに措置を行うこと。

第7条 乙は、給水装置に設置された水道メーター（以下「親メーター」という。）によって計量された使用量が、各戸メーターによって計量された使用量の合計を超えた場合で、川口市水道事業給水条例施行規程（平成15年水道局規程第5号。以下「施行規程」という。）第45条に該当したときは、その超えた部分の料金相当額を甲に支払うこと。

第8条 各戸メーター以降で漏水した場合の使用量の取扱いは、管理要綱第36条に基づく。

第9条 乙は、この管理要綱に定められた事項を自ら行うものでないときは、速やかに代理人を選任し、甲に届け出ること。

第10条 売買その他の理由によって、乙又は使用者が変更したときは、この契約に基づく権利、義務はすべて新給水装置所有者又は新使用者に承継されるものとし、乙はこの契約内容を周知させる措置をとること。

第11条 乙がこの契約に違反し、その旨を甲に勧告されなお正しくないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても甲はその責を負わない。

第12条 この契約に定めるもののほか、給水、検針又は料金の算定及び徴収に関しては、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。）、施行規程及び管理要綱によるものとし、これによりがたいとき又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

第13条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに、甲又は乙から契約の更新について異議申し立てがないときは、更に1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

.....

乙 住 所

氏 名

印

.....

中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書

分譲（増設等）変更契約

給水装置設置場所	川口市
給水装置所有者名	
水栓番号	第 号
中高層集合住宅等認定番号	第 号

川口市水道事業給水条例管理

要綱（以下「管理要綱」という。）第22条第1項第3号に基づき、上記における水道の給水に関する取扱いについて、川口市上下水道事業管理者.....（以下「甲」という。）と、

給水装置所有者.....（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、貯水槽以下又は増圧給水設備以下に水道メーター（以下「各戸メーター」という。）を設置するときは、甲が指定する平型メーターを使用し、かつ工事しゅん工後甲の調査を受けていること。

第2条 前条の規定により乙が設置した各戸メーターは、無償で甲に譲渡する。

第3条 甲は、前条の各戸メーターごとに検針、料金の算定及び徴収を行う。この場合、給水契約は、甲と乙及び甲と各戸メーターによって水道を使用する者（以下「使用者」という。）との間にそれぞれ存在するものとみなす。

2 前項の検針、料金の算定及び徴収等を行うことについて、甲が乙の管理する建物に速やかに立入りができるよう乙は措置すること。

第4条 貯水槽以下の設備又は増圧給水設備以下の維持管理及び水質保全については、乙の責任において行うこと。

2 乙は、貯水槽式給水方式の場合は、貯水槽本体もしくは、見やすい位置に上下水道局支給のお知らせを貼付すること。

第5条 甲は、各戸メーターに事故があったとき又は検定期限が満了したときは、甲の負担において、当該メーターの交換を行う。

第6条 甲は、使用水量の計量又は水質の保全等のため必要があると認めるときは、貯水槽以下又は増圧給水設備以下の設備を検査し、乙に対して必要な措置を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の措置を求められたときは、乙の負担において、速やかに措置を行うこと。

第7条 乙は、給水装置に設置された水道メーター（以下「親メーター」という。）によって計量された使用水量が、各戸メーターによって計量された使用水量の合計を超えた場合で、川口市水道事業給水条例施行規程（平成15年水道局規程第5号。以下「施行規程」という。）第45条に該当したときは、その超えた部分の料金相当額を甲に支払うこと。

第8条 各戸メーター以降で漏水した場合の使用水量の取扱いは、管理要綱第36条に基づく。

第9条 乙は、この管理要綱に定められた事項を自ら行うものでないときは、速やかに代理人を選任し、甲に届け出ること。

第10条 売買その他の理由によって、乙又は使用者が変更したときは、この契約に基づく権利、義務はすべて新管理組合代表者（使用者の新代表者）又は新使用者に承継されるものとし、乙はこの契約内容を周知させる措置をとること。

第11条 乙がこの契約に違反し、その旨を甲に勧告されなお是正しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても甲はその責を負わない。

第12条 この契約に定めるもののほか、給水、検針又は料金の算定及び徴収に関しては、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。）、施行規程及び管理要綱によるものとし、これによりがたいとき又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

第13条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに、甲又は乙から契約の更新について異議の申し立てがないときは、更に1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 印

乙 住 所
氏 名 印

中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書
分譲（管理要綱25条による）

給水装置設置場所	川口市
給水装置所有者名	
水栓番号	第 号
中高層集合住宅等認定番号	第 号

川口市水道事業給水条例管理要綱（以下「管理要綱」という。）第22条第1項第4号に基づき、上記における水道の給水に関する取扱いについて、川口市上下水道事業管理者.....（以下「甲」という。）と、給水装置所有者.....（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、貯水槽以下又は増圧給水設備以下の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）ごとに検針、料金の算定及び徴収を行う。この場合、給水契約は、甲と乙及び甲と各戸メーターによって水道を使用する者（以下「使用者」という。）との間にそれぞれ存在するものとみなす。

2 前項の検針、料金の算定及び徴収等を行うことについて、甲が乙の管理する建物に速やかに立入りができるよう乙は措置すること

第2条 貯水槽以下又は増圧給水設備以下の維持管理及び水質保全については、乙の責任において行うこと。

2 乙は、貯水槽式給水方式の場合は、貯水槽本体もしくは、見やすい位置に上下水道局支給のお知らせを貼付すること。

第3条 甲は、各戸メーターに事故があったとき又は検定期限が満了したときは、甲の負担において、当該メーターの交換を行う。

第4条 甲は、使用水量の計量又は水質の保全等のため必要があると認めるときは、貯水槽以下又は増圧給水設備以下の設備を検査し、乙に対して必要な措置を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の措置を求められたときは、乙の負担において、速やかに措置を行うこと。

第5条 乙は、給水装置に設置された水道メーター（以下「親メーター」という。）によって計量された使用水量が、各戸メーターによって計量された使用水量の合計を超えた場合で、川口市水道事業給水条例施行規程（平成15年水道局規程第5号。以下「施行規程」という。）第45条に該当したときは、その超えた部分の料金相当額を甲に支払うこと。

第6条 各戸メーター以降で漏水した場合の使用水量の取扱いは、管理要綱第36条に基づく。

第7条 乙は、この管理要綱に定められた事項を自ら行うものでないときは、速やかに代理人を選任し、甲に届け出ること。

第8条 乙又は使用者が変更したときは、この契約に基づく権利、義務はすべて新管理組合代表者（使用者の新代表者）又は新使用者に承継されるものとし、乙はこの契約内容を周知させる措置をとること。

第9条 乙がこの契約に違反し、その旨を甲に勧告されなお是正しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても甲はその責を負わない。

第10条 この契約に定めるもののほか、給水、検針又は料金の算定及び徴収に関しては、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。）、施行規程及び管理要綱によるものとし、これによりがたいとき又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

第11条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに、甲又は乙から契約の更新について異議申し立てがないときは、更に1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 印
.....

乙 住 所
氏 名 印
.....

中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書
賃貸（管理要綱25条による）

給水装置設置場所	川口市
給水装置所有者名	
水栓番号	第 号
中高層集合住宅等認定番号	第 号

川口市水道事業給水条例管理要綱（以下「管理要綱」という。）第22条第1項第4号に基づき、上記における水道の給水に関する取扱いについて、川口市上下水道事業管理者.....（以下「甲」という。）と、

給水装置所有者.....（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、貯水槽以下又は増圧給水設備以下の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）ごとに検針、料金の算定及び徴収を行う。この場合、給水契約は、甲と乙及び甲と各戸メーターによって水道を使用する者（以下「使用者」という。）との間にそれぞれ存在するものとみなす。

2 前項の検針、料金の算定及び徴収等を行うことについて、甲が乙の管理する建物に速やかに立入りができるよう乙は措置すること。

第2条 貯水槽以下又は増圧給水設備以下の維持管理及び水質保全については、乙の責任において行うこと。

2 乙は、貯水槽式給水方式の場合は、貯水槽本体もしくは、見やすい位置に上下水道局支給のお知らせを貼付すること。

第3条 甲は、各戸メーターに事故があったとき又は検定期限が満了したときは、甲の負担において、当該メーターの交換を行う。

第4条 甲は、使用水量の計量又は水質の保全等のため必要があると認めるときは、貯水槽以下又は増圧給水設備以下の設備を検査し、乙に対して必要な措置を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の措置を求められたときは、乙の負担において、速やかに措置を行うこと。

第5条 乙は、給水装置に設置された水道メーター（以下「親メーター」という。）によって計量された使用水量が、各戸メーターによって計量された使用水量の合計を超えた場合で、川口市水道事業給水条例施行規程（平成15年水道局規程第5号。以下「施行規程」という。）第45条に該当したときは、その超えた部分の料金相当額を甲に支払うこと。

第6条 各戸メーター以降で漏水した場合の使用水量の取扱いは、管理要綱第36条に基づく。

第7条 乙は、この管理要綱に定められた事項を自ら行うものでないときは、速やかに代理人を選任し、甲に届け出ること。

第8条 乙又は使用者が変更したときは、この契約に基づく権利、義務はすべて新給水装置所有者又は新使用者に承継されるものとし、乙はこの契約内容を周知させる措置をとること。

第9条 乙がこの契約に違反し、その旨を甲に勧告されなお是正しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても甲はその責を負わない。

第10条 この契約に定めるもののほか、給水、検針又は料金の算定及び徴収に関しては、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。）、施行規程及び管理要綱によるものとし、これによりがたいとき又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

第11条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに、甲又は乙から契約の更新について異議申し立てがないときは、更に1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

.....

乙 住 所

氏 名

印

.....

様式第18号

中高層集合住宅等契約変更届

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

年 月 日

所有者 住 所

氏 名

電話番号

川口市水道事業給水条例管理要綱第26条第2項に基づき、下記の理由により契約の変更をしたいので届出します。

記

1. 給水装置設置場所 川口市
2. 建 物 名 称
3. 契 約 者
4. 認 定 番 号 第 号
5. 親メーター水栓番号 第 号
6. 各戸メーター水栓番号 第 号～第 号
7. 各戸メーター数及び口径 個 (mm)

8. 理 由

.....
.....
.....
.....

式第19号

中高層集合住宅等代理人届

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

所有者 住 所

氏 名

電話番号

川口市水道事業給水条例管理要綱第27条に基づき、中高層集合住宅等の所有者の代理人を記のとおり定めましたので届出します。

記

1. 給水装置設置場所 川口市

2. 建 物 名 称

3. 認 定 番 号 第 号

4. 代 理 人 住 所

氏 名

電話番号

様式第20号

中高層集合住宅等契約解除届

(あて先)川口市上下水道事業管理者

年 月 日

所有者 住 所

氏 名

電話番号

川口市水道事業給水条例管理要綱第28条第2項に基づき、下記の理由により契約を解除
したいので届出します。

記

1. 給水装置設置場所 川口市
2. 建 物 名 称
3. 契 約 者
4. 認 定 番 号 第 号
5. メーター(親)水栓番号 第 号
6. 各戸メーター水栓番号 第 号～第 号
7. 各戸メーター数及び口径 個 (mm)
8. 理 由

.....
.....
.....
.....

様式第21号

中高層集合住宅等契約解除通知書

年 月 日

契約者 住 所
氏 名

川口市上下水道事業管理者 印

川口市水道事業給水条例管理要綱第28条第4項に基づき、下記のとおり契約を解除したので通知いたします。

記

1. 給水装置設置場所 川口市
2. 建 物 名 称
3. 契 約 者
4. 認 定 番 号 第 号
5. メーター（親）水栓番号 第 号
6. 各戸メーター水栓番号 第 号～第 号
7. 各戸メーター数及び口径 個（ mm ）

様式第22号

認定
共同住宅
変更
申請書
取消

受付NO
年 月 日

(あて先)

川口市上下水道事業管理者

申請人	所有者・管理人・使用者代表
住所	
フリガナ 氏名	_____
電話	

認定

このことについて、つぎにより共同住宅として 変更 されますよう申請します。

取消

水栓番号	給水装置場所 川口市		
水道名義(領収書の名義) フリガナ _____	建物の名称(ビル又はアパート名)	戸数 戸	
建物構造 階建	店舗又は事業所の有無 有・無	メーター口径 m/m	メーター番号
貯水槽の有無 有・無	最近2ヶ月の使用水量 m ³	加入金納付額 円	加入金納付 年 月 日
変更 理由 取消	1. 建物の増、改築による(□戸数の増 □戸数の減) 2. 既得権流用による廃止(□各戸メーター取付のため □一戸建等改築のため) 3. その他()		印

調査項目

計算戸数 戸	認定個数 戸	建物構造 階建	貯水槽の有無 有・無	店舗又は事業所 有・無	認定条件 適・否	戸数に対応する加入金 有・無
要旨					調査 月 日	担当 印

年 月 日

認定

変更

してよいか

取消

不認定

次長	係長	係

計算戸数	認定戸数	許可番号	入力コード

共同住宅 認定 ・ 変更 ・ 取消(却下) 通知書

申請人	所有者 ・ 管理人 ・ 使用者代表
住所	
ふりがな	_____
氏名	
電話	— —

年 月 日付で申請のあった共同住宅の認定等については、次のとおり決定したので、

川口市水道事業給水条例管理要綱第30条の2項の規定により通知します。

川口市上下水道事業管理者

調査結果	1. 共同住宅に該当することを 認定 (却下)する。 2. 共同住宅の変更 ・ 取消をする。		
水栓番号	給水装置場所		
建物構造 階建	店舗又は事業所の有無 有 ・ 無	認定戸数 戸	変更戸数 戸
メーター口径	m/m	メーター番号	
備考			

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

ふりがな
所有者住所
ふりがな
所有者氏名
連絡先

貯水槽水道設置届兼貯水槽水道台帳

下記の貯水槽水道を設置したので、川口市水道事業給水条例管理要綱第32条第1号の規定により届出をします。

建物名	整理番号	水栓番号
所在地		
設置者	ふりがな 住所氏名 TEL	
自主管理	ふりがな 住所氏名 TEL	
委託管理	ふりがな 住所氏名 TEL	

建物概要	主たる用途	竣工年月	年 月	建物の階層数	地上 階・地下 階		
					地上	地下	
設備	設置場所 屋内・屋外 構造 床置き・地下式・ 材質 FRP・ステンレス・ 槽数 槽	容量	m ³ × m ³ × m ³ ×	基 基 基	貯水槽・高置槽・	m ³ ×	基
					貯水槽・高置槽・	m ³ ×	基
					貯水槽・高置槽・	m ³ ×	基
					合計	m ³	合計
原水種別	水道水・井戸・	水道直結栓	有・無	配管材料	鋼管・塩ビラインング鋼管・		
管口径	給水口 φ	オーバフロー管 φ	水抜管 φ	揚水管 φ	通気管 φ		

審査係

備考欄	決 裁 欄
-----	-------

検 査 係		確 認 者	
決 裁 欄			

確認年月日			
1 設置場所	1-1 清掃状況は適切か	合 ・ 否	
	1-2 物置化されていないか	合 ・ 否	
	1-3 排水不良はないか	合 ・ 否	
	1-4 たまり水等はないか	合 ・ 否	
	1-5 汚染のおそれのある設備との間隔は十分か	合 ・ 否	
	1-6 点検等が容易に行えるか	合 ・ 否	
	1-7 第三者が容易に立入りできないか	合 ・ 否	
	2-1 本体		
	2-1-1 破損、亀裂、漏水はないか	合 ・ 否	
	2-1-2 汚染のおそれのある設備、開口部等はないか	合 ・ 否	
	2-1-3 揚水管等の接合部は固定され、防水密封されているか	合 ・ 否	
	2-1-4 容量は適切か	合 ・ 否	
	2-1-5 内部の維持管理が容易に行えるか	合 ・ 否	
	2-2 上部		
	2-2-1 ふた上部の状態は良好か	合 ・ 否	
	2-2-2 資機材等の物置化にされていないか	合 ・ 否	
	2-2-3 衛生上有害なもの堆積はないか	合 ・ 否	
2-2-4 他の設備との一体化されていないか	合 ・ 否		
2-2-5 直接上部に汚染のおそれのある設備等はないか	合 ・ 否		
2-3 マンホール			
2-3-1 施設状況は適切か	合 ・ 否		
2-3-2 第三者がふたの開閉を容易にできないか	合 ・ 否		
2-3-3 衛生上有効に立ち上がっているか	合 ・ 否		
2-3-4 防水密封構造になっているか	合 ・ 否		
2-3-5 衛生上有害なものが入らないか	合 ・ 否		
2-3-6 ふたに錆はないか	合 ・ 否		
2-4 内部			
2-4-1 汚れ、清掃不良、沈積物、浮遊物等はないか	合 ・ 否		
2-4-2 外壁塗装の劣化により透光していないか	合 ・ 否		
2-4-3 当該施設以外の配管はないか	合 ・ 否		
2-4-4 清掃が適切に行われていることが確認できるか	合 ・ 否		
2-5 給水管			
2-5-1 他の設備と直結されていないか	合 ・ 否		
2-5-2 受水口と揚水口が近接していないか	合 ・ 否		
2-5-3 汚染のおそれのある設備を貫通していないか	合 ・ 否		
2-5-4 吐水口と壁面の離れは適切か	合 ・ 否		

2 構造	2-6 オーバーフロー管		
	2-6-1 防虫網は適切か	合 ・ 否	
	2-6-2 吐水口空間は適切か	合 ・ 否	
	2-6-3 満・減水警報装置は正常か	合 ・ 否	
	2-6-4 衛生上有害なものは入らないか	合 ・ 否	
	2-6-5 管径は適切か	合 ・ 否	
	2-6-6 排水口空間は適切か	合 ・ 否	
	2-7 水抜管		
	2-7-1 排水口空間は適切か	合 ・ 否	
	2-8 通気管		
	2-8-1 防虫網は適切か	合 ・ 否	
	2-8-2 衛生上有害なものは入らないか	合 ・ 否	
2-8-3 管径は適切か	合 ・ 否		

3 水質	3-1 水槽内		
	3-1-1 色	合 ・ 否	
	3-1-2 味	合 ・ 否	
	3-1-3 濁り	合 ・ 否	
	3-1-4 臭気	合 ・ 否	
	3-1-5 残留塩素	mg/L	
	3-2 末端給水栓 (検査場所:)		
	3-2-1 色	合 ・ 否	
	3-2-2 味	合 ・ 否	
	3-2-3 濁り	合 ・ 否	
3-2-4 臭気	合 ・ 否		
3-2-5 残留塩素	mg/L		

4 書類の整備保存		合 ・ 否
------------------	--	-------

備 考	
-----	--

様式第 25 号

年 月 日

(あて先)川口市上下水道事業管理者

貯水槽水道設置者

住 所

氏 名

連絡先

貯 水 槽 水 道 設 置 者 代 理 人 届

川口市水道事業給水条例管理要綱第32条第2号に基づき、下記のとおり貯水槽水道の管理について代理人を置いたので届け出ます。

記

水 栓 番 号		
所 在 地		
設置者の代理人	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
備 考		

※備考欄に事由を記載すること。

様式第 26 号

年 月 日

(あて先)川口市上下水道事業管理者

貯水槽水道設置者
住 所
氏 名
連絡先

貯 水 槽 水 道 管 理 責 任 者 届

川口市水道事業給水条例管理要綱第32条第3号に基づき、下記のとおり貯水槽水道に
管理責任者を置いたので届け出ます。

記

水 栓 番 号		
所 在 地		
管 理 責 任 者	常 駐 ・ 非 常 駐	
	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
備 考		

※管理責任者の有している資格証等の写しを添付すること。

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

貯水槽水道設置者
住 所
氏 名
連絡先

貯水槽水道設置者等変更届

- 川口市水道事業給水条例管理要綱第 3 2 条第 4 号に基づき、下記のとおり貯水槽水道の
- 設置者
 - 代理人 を変更したので下記のとおり届け出します。
 - 管理責任者

記

水 栓 番 号		
所 在 地		
設 置 者	変更前	(住 所) (氏 名) (連絡先)
	変更後	(住 所) (氏 名) (連絡先)
設置者の代理人	変更前	(住 所) (氏 名) (連絡先)
	変更後	(住 所) (氏 名) (連絡先)
管 理 責 任 者	変更前	(住 所) (氏 名) (連絡先)
	変更後	(住 所) (氏 名) (連絡先)
備 考		

※変更する事由を備考欄に記載すること。

※管理責任者を変更した場合、変更後の管理責任者の有している資格証等の写しを添付すること。

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

貯水槽水道設置者
住 所
氏 名
連絡先

貯水槽水道廃止届

川口市水道事業給水条例管理要綱第 32 条第 5 号に基づき、下記のとおり貯水槽水道を廃止したので届け出ます。

記

水 栓 番 号			
所 在 地			
廃止する設備の概要			
廃止する水槽の設置場所	屋内・屋外	構 造	床置き式・地下式・
廃止する水槽数	貯水槽・高置水槽 貯水槽・高置水槽 貯水槽・高置水槽 合 計		m ³ × 基 m ³ × 基 m ³ × 基 基
備 考			

※廃止する事由を備考欄に記載すること。

※貯水槽水道の一部を廃止する場合、廃止する貯水槽水道の位置がわかる図面を添付すること。

水道料金軽減申請書

(あて先)
川口市上下水道事業管理者

受付番号 号
年 月 日

申請者	住所
	方書 電話
	氏名

今後、より一層の給水装置に対する管理を確約のうえ、今回の漏水に伴う水道料金を軽減して下さるよう申請いたします。

()

漏水期間 (修繕完了日) 年 月 頃～ 年 月 日	漏水箇所 <input type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> メーター Box 内 <input type="checkbox"/>		
水栓番号	還付金があるとき記入	金融機関名	
給水装置場所 (申請者と同じ場合は省略)		預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
使用者名 (申請者と同じ場合は省略)		預金者名義	

処理欄

口径 mm	共同住宅世帯数 世帯	年度内軽減の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	漏水前の納入状況 <input type="checkbox"/> 完納 <input type="checkbox"/> 未完納	未完納の支払予定等 月 ・ 月分 / 日	還付金支払予定 月 日
----------	---------------	---	--	-------------------------	----------------

月分	計量水量 A m ³	平均使用水量 B m ³	漏水推定量 A-B=C m ³	軽減水量 C× $\frac{1}{2}$ =D m ³	認定水量 A-D=E m ³	平均使用水量の認定方法	処理方法
年 月分	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	<input type="checkbox"/> 前4月平均 月～月 m ³ <input type="checkbox"/> 前年同期 年 月 m ³ <input type="checkbox"/> 日割計算 (備考参照)	<input type="checkbox"/> 月内更正 <input type="checkbox"/> 調定更正 <input type="checkbox"/> 還付
	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	<input type="checkbox"/> 前4月平均 月～月 m ³ <input type="checkbox"/> 前年同期 年 月 m ³ <input type="checkbox"/> 日割計算 (備考参照)	<input type="checkbox"/> 月内更正 <input type="checkbox"/> 調定更正 <input type="checkbox"/> 還付
	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	<input type="checkbox"/> 前4月平均 月～月 m ³ <input type="checkbox"/> 前年同期 年 月 m ³ <input type="checkbox"/> 日割計算 (備考参照)	<input type="checkbox"/> 月内更正 <input type="checkbox"/> 調定更正 <input type="checkbox"/> 還付

備考 相殺

月分	水量	上水	税	下水	税	合計
請求額						

m ³
/ / 平均

上記のように処理してよいか伺います。 年 月 日

- 認定
 却下
 事由 年度内適用 平均使用水量内 滞納者

決						係
裁						

対象(地下)外漏水による水道料金軽減に伴う誓約書

(あて先)
川口市上下水道事業管理者

年 月 日

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

「受水槽・貯湯槽・温水器・その他（ _____ ）」の故障による漏水のため
使用水量が通常より多くなりましたので、水道料金の軽減をお願いいたします。
今後は、給水装置を含めて維持管理に努める事を誓約します。

記

水栓番号		申請者と同じ場合は、水栓番	
使用場所		号以外は省略してください	
使用者名		電話番号	

漏水の原因		
	修繕完了年月日	年 月 日

管理責任を果たす為の具体的対策

様式31号

年 月 日

川口市上下水道事業管理者

水道料金軽減承認通知書

このことについて、年 月 日付けで申請がありました、漏水による水道料金軽減につきまして、審査した結果、承認いたしましたので、通知いたします。

口座引落しで請求させていただいている方は下記の請求金額をご指定の口座より引落されます。

口座振替予定日 年 月 日

記

給水装置場所

水栓番号

受付番号 番

該当期間	年 月 日 ~	年 月 日
使用水量	軽減前 m ³	軽減後 m ³

料 金	漏水を含む金額	軽減金額	請求金額	内消費税 %
上水道料金	円	円	円	
下水道料金	円	円	円	
合計料金	円	円	円	

問合せ先

川口市上下水道局（水道事業） T6-8000-2000-0323

川口市上下水道局（下水道事業） T7-8000-2000-0322

寄付申込書

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

寄付申込者 住 所

氏名又は名称

代表者名

川口市水道事業給水条例管理要綱第45条の規定に基づき、次のとおり市の管として管理していただきたく寄付いたします。

埋設場所	川口市	地番先
埋設物の構造	延長	口径 mm 管 m
	材料	
路面状況	<input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 平板 <input type="checkbox"/> インターロッキング <input type="checkbox"/> 砂利道	
添付書類	案内図 配管図 給水台帳	
道路種別	<input type="checkbox"/> 国・県道 <input type="checkbox"/> 市道 (川口市道 第 号線)	